

京都大学国語学国文学研究室蔵『万葉集』について

大石 真由香

はじめに

京都大学国語学国文学研究室に、卷二、三、八、九、十、十三、

十四の零本七冊の『万葉集』が所蔵されている（現在、京都大学大
学院文学研究科蔵。以下、これを「京大国文研究室本」と記す）。
この本は、卷二、三は仙覚本、卷八以降の五巻は惺窩校正本という
取り合わせ本である。⁽¹⁾

京大国文研究室本を初めて紹介したのは『校本万葉集』である。

『校本万葉集』首巻「万葉集諸本解説」の「京都帝国大学国文学研
究室本」の項目には、「卷第二、三、八、九、十、十三、十四の零
本七冊である。一頁八行十八字詞⁽²⁾を低く歌を高く書き訓は片仮字で
漢字の右に附してある。卷第一、三の二巻と他の五巻とは全く別種

で、卷第二、三は純粹ならざる仙覚本の写本と見受けられる。卷第
二の吉備津采女死時柿本朝臣人麻呂作歌のうちに悔弥可念恋良武の
句がある。」とある。当該本卷二、三は、「純粹ならざる仙覚本」と
いう以上には何も分かっていない本なのである。⁽³⁾

京大国文研究室本は左右にあるすべての訓が墨で書かれ、訓の色
分けが一切されていない。これは仙覚本としては大きな欠陥である。
それゆえ末流の本文と考えられ、『校本万葉集』以来、研究が進ま
なかつたのである。

しかし、当該本には見るべき特徴が二点ある。一つは、『校本万
葉集』にも指摘があるように、卷二「吉備津采女挽歌」（二二七歌）
に本文として「悔⁽⁴⁾弥可^(ミカ)・念^(オセヒコラム)恋良武」の句が存在している点である。
ここで、『万葉集』の伝本の系統について確認しておきたい。

【『万葉集』の主な伝本とその系統】*（ ）内の漢字一字は各本の略称。

〔二〕非仙覚本（次点本）

一、平仮名訓本……元暦校本（元）、金沢本（金）、類聚古集

一、片仮名訓本……広瀬本（広）、古葉略類聚鈔（古）、紀州

本「卷一～十」（紀）
（類）

〔一〕仙覚本（新点本）

一、仙覚寛元本……神宮文庫本（宮）、細井本「卷四～六を除

く」（細）

一、仙覚文永本

I、文永三年本……西本願寺本「卷十一以外」（西）

II、文永十年本

一、頼直本……陽明本（陽）、温故堂本（温）

2、寂印成俊本
①錯簡本・大矢本（矢）、近衛本（近）

②中院本・京大本（京）

仙覚本のうち、文永本系の写本は文永三年本と文永十年本とに大別され、現存する文永本系諸本のはほとんどが文永十年本である。そして、文永十年本とそれ以前の本との間にある大きな差異が、「吉備津采女挽歌」における「悔弥可・念恋良武」の句の有無である。

この歌句は文永十年本系のすべての写本に欠いている本文である

（ただし中院本系諸本には代緒または紫で書き入れられている）。すなわち、京大國文研究室本は文永十年本ではなく、文永三年本以前の古態をとどめた本である可能性があるということになる。

当該本のもう一つの特徴は、卷一、三の墨によるイ本・イ訓書入に、京都大学附属図書館所蔵「〔曼朱院本〕万葉集」（請求番号：ナ23／マ／2貴別。以下、『校本万葉集』以来の慣例に則り「京大本」と記す^⑤）代緒書入との一致が見られる点である。当該本は、文永三年本以前の古い本文を持ちながら、文永十年本系の中院本特有の性質をも有する本であるということになる。

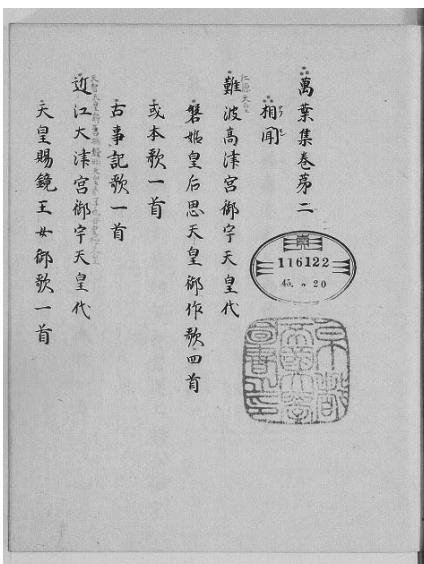
中院本は、近世初期の堂上において多数書写された寂印成俊本系統の一種であり、禁裏御本に由来する書入を代緒または紫で記してあるのが特徴である。禁裏御本に由来する書入を持つ本の中には、中院本系統に属さないものも少數ながら存在する。陽明文庫所蔵の近衛本、宮内庁書陵部所蔵の図書寮一本などである。しかしこれらはいずれも寂印成俊本系統の本である。寂印成俊本と全く無関係に禁裏御本に由来する書入を持つ本は他に見つかっていない。京大國文研究室本は、他の『万葉集』伝本とは系統的に隔絶した存在であると言える。

京大國文研究室本の仙覚本部分は卷一、三のみの零本ではあるが、決して悪質な本文とは思われない。他の『万葉集』伝本とは隔絶し

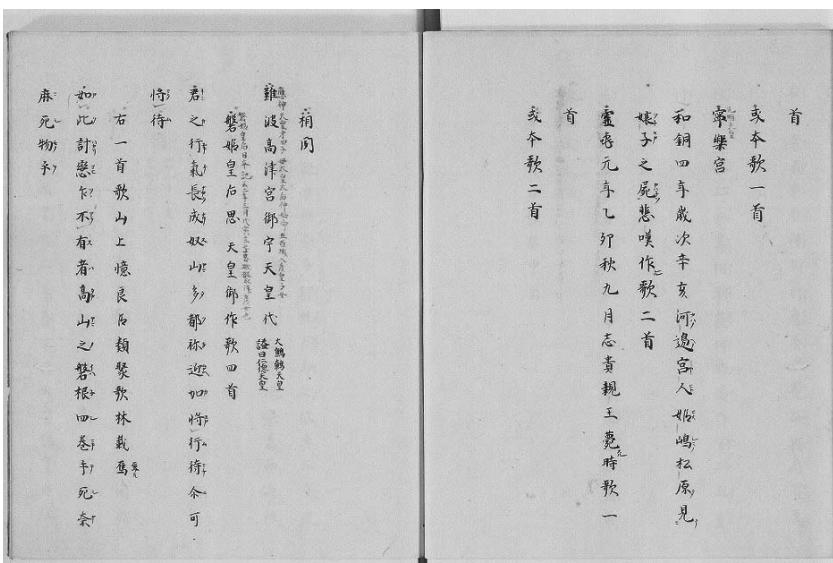
た存在であるこの本がいかなる過程を経て成立したものかを探ることによって、近世初期における『万葉集』の書写活動の一端が垣間見えてくるであろう。本稿は、京大国文研究室本の本文系統について検討を加え、当該本の中院本との距離を明らかにすることを目的とする。

一、京大国文研究室本の書誌的性格

京大国文研究室本について、私に原本調査を行った。ここに書誌情報を示す。



[図版1]
京大国文研究室本卷二・一丁表



[図版2]
京大国文研究室本卷二・七丁裏～八丁表

〔請求番号〕 国文貴／／Dc／／2／／貴重
〔冊数〕 写本七冊（一帙／卷二、三、八、九、十、十三、十四）

〔奥書識語等〕 無し

〔蔵書印〕 各冊墨付「丁表に「京都帝国大学図書之印」の朱印（陽刻）、他に旧感印無し

〔書写年代〕 卷二、三 江戸初～前期／卷八以降 江戸前～中期

〔筆跡〕 卷二、三／卷八、十、十三／卷九、十四の三筆

〔装丁〕 五針袋綴、縦二四・七cm×横二〇・四cm

〔表紙〕 薄茶色無地紙表紙

〔外題〕 左肩に無地紙題簽（縦一八・一cm×横三・六cm）、「万葉集

二「三、八、九、十、十三、十四」と墨書

〔界線等〕 無し（一面八行、一行一八字）

〔体裁〕 ● 卷二、三

・題詞が低く、歌が高い（天付：天皇代、歌／一字下げ…

部立、題詞、左注）。

・卷二・二二七「吉備津采女挽歌」に「悔^{ヤシ}弥^カ可^{ヒコ}・念恋^{ラム}良武」の句あり。

・墨によるイ本・イ訓書入多し。京大本代赭書入との一致が見られる。活字無訓本との校合によると思われる

イ本書入あり。

・部立、天皇代の上に朱の「：」、題詞、長短歌の上に朱の「・」を付す。

●卷八以降

・惺窩校正本の一本。題詞から作者名を省くこと、訓の付し方（返り点が付く場合に漢字の通りに顛倒させて付す、二重の訓をすべて右に付す）等、すべて惺窩校正本の体裁の通り。

はじめに述べたごとく、当該本は、卷二、三は仙覚本、卷八以降の五巻は惺窩校正本という取り合わせ本である。卷一、二十とともに欠いており、奥書、識語等ではなく、蔵書印も京都大学に入る以前のものは存在しない。書写、伝来に関わる情報は一切存在しないのである。書写年代は卷八以降より卷二、三が少し早く、江戸初期～前期と見られる。ただし、装丁、表紙、外題だけでなく、一面行数、一行字数もすべての巻で揃えられており、字高、字間も二mmほどの誤差はあるもののほぼ揃っている。卷二、三の形式に合わせて、失われていた巻を惺窩校正本で補った可能性が考えられる。

当該本はまた、題詞を低く歌を高く書く形式を持つ。題詞を低く歌を高く書く形式は寛元本の特徴とされているが、文永本の伝本にも題詞の低い本は存在する。近年、野呂香が文永十年本のうち寂印

成俊本系統の現存本を広く調査し、このうち中院本系統本に題詞が低く歌が高い本の多いことを指摘し、「今は存在しない中院本そのものが、半葉八行書きで、題詞が低く、歌が高い本であった可能性を示唆する」と述べている⁽⁶⁾。当該本は、一面八行書きであることとも相俟って、本の形式から見れば中院本に近いものである可能性を示唆している⁽⁷⁾。

さて、先に当該本のイ本・イ訓書入に京大本代赭書入と一致するものの多いことを指摘した。これについては次節以降に詳しく述べることとし、ここでは京大本と一致しないイ本書入の問題について触れておきたい。

京大国文研究室本の歌本文に対するイ本注記は、卷二に四四箇所、卷三に一四箇所存する『校本万葉集』に校異が取られていない異体字等を含む)。このうち、活字本系—活字無訓本、活字附訓本、寛永版本—に特有の字体をイ本書入したものが十四例見られた。うち活字無訓本とのみ一致するものは六例である。⁽⁸⁾ここに一例をあげる。

(例1) 卷二・三三三

吾命毛	ワカイノチモ	トキハナラヌカ	ムカシミン	家イ本 小イ本
行見為	ユキテミムタメ	ツネニアラ	キサノヲカハヲ	

京大国文研究室本卷三・三三三の第四句「象少河乎」には「家イ本小イ本」というイ本書入がある。これは、イ本に「家小河乎」の本文があるという意味の書入である。この部分の『校本万葉集』所収諸本の本文は以下の通りである。

・象小河乎……類、宮、細、附、寛

・象少河乎……広、紀、西、温、陽、矢、近、京

・家小河乎……無

当該歌第四句を「家小河乎」に作るのは活字無訓本のみである。

『校本万葉集』所収の文永本系諸本はすべて当該本と同じ「象少」であり、寛元本系の神宮文庫本、細井本、および活字附訓本、寛永版本は「象小」を作る。「家」字は活字無訓本に特有のものなのである。京大本にも当該箇所に本文についての代赭書入はなく、当該本の「家イ本小イ本」というイ本書入は活字無訓本によって行われた可能性が極めて高い。

一方、活字附訓本、寛永版本とのみ一致するイ本書入は皆無であった。当該本は、活字無訓本と校合してイ本書入を補入している可能性が極めて高いということになる。また、活字無訓本は寛元本系の細井本を底本としているため、寛元本系の文字をイ本書入している例の中にも、活字無訓本との校合による書入が紛れている可能性がある。しかしこのような例はあくまで書入において存在するもので

あり、必ずしも当該本の本文系統を探る上で決定的な欠陥とはならないだろう。

以上のような事情を踏まえ、次節からは、京大國文研究室本の本文入について言及する場合、京大本代緒書入に存在するもののみを対象とする。⁽⁹⁾

二、京大國文研究室本と中院本

書入と一致すると述べた。まず、この点について具体的に例をあげて検討しておきたい。

(例2) 卷三・三五二

原国	葦辺波	鶴之哭鳴而	湖風	寒吹良武
アシヘニハ	タツカネナキテ	タツノモナキテ	ミナトカセ	サムクフクラム
ツヲノサキハモ	ウシホカセ			

原本

葦辺波	鶴之哭	湖	寒
アシヘニハ青	タツカネ青	ミナト青カセ	サムク
ツヲノサキハモ	タツモナキテ	ウシホカセ	

吹良武

津乎能崎羽毛

(ミナト／青)カセ
カセ／緒

宮本

葦辺波	鶴之哭	湖	寒
アシヘニハ	タツカネ	ミナト／青	サムク
ツヲノサキハモ	タツモナキテ	ウシホカセ	

(潮イ緒)

寒吹良武

サムクフクラム

津平能崎羽毛

葦辺波	鶴之哭	湖	寒
アシヘニハ	タツカネ	ミナト／青	サムク
ツヲノサキハモ	タツモナキテ	ウシホカセ	

(潮イ緒)

寒吹良武

サムクフクラム

〔凡例〕

- 字体は原則として通行のものを用いる。

- 翻刻の上部に、京大國文研究室本は原国、京大本は原本、神宮文庫本は宮本と表示する。

- 抹消記号は取り消し線に統一し、連合符、訓点等のうち問題とならないものについては省略する。

- 書人部分の色墨は(／色)と示す。

- 本稿のはじめに、当該本の墨によるイ本・イ訓書入が京大本代緒

〔せ〕に直す)

(例2)は、京大國文研究室本と京大本代緒書入とで左訓が完全一致している。『校本万葉集』所収諸本に、この「アシヘナミタツノモナキテウシホカセ」と完全一致する本は京大本代緒書入以外に存在しない。しかし、次点本系の諸本には次のようにある。

- 類聚古集・あしへなみたつのもなきてうしほかけ(け)を消し

・広瀬本……アシヘナミタツノナキニテウシホカセ
・紀州本……アシヘナミタツノミナキテウシホカセ（左朱「アシヘ

ニハ カネ ミナトカセ）

三本に小異はあるものの、仙覚文永本系の主訓である「アシヘニ

ハタツカネナキテミナトカセ」と大きく対立する訓であることが分

かる。また、神宮文庫本、細井本には「アシヘニハタツカネナキテ
ウシホカセ」（「潮」の左「ミナト」）とある。これらのことから、当

該本、および京大本代緒書入はともに次点本由来の訓を左訓として
持つており、右に文永本の訓を持つ本であり、この左訓を共有する

ものが他にないことから、二本の書入は同系統のものと考えられる。

次に、第三句の漢字本文「湖」に対するイ本書人について検討す
る。『校本万葉集』所収諸本の本文は次の通りである。

・潮……類（本文にこの字なし、右に書く）、広（左「湖一本」）、

紀、宮、細、無

・湖……西、温、陽、矢、近、京（左緒「潮イ」）、附、寛

・湖……西、温、陽、矢、近、京（左緒「湖イ」）、附、寛

・湖……西、温、陽、矢、近、京（左緒「湖イ」）、附、寛

・湖……西、温、陽、矢、近、京（左緒「湖イ」）、附、寛

京大國文研究室本、京大本と同じく本文を「湖」とするのはすべての文永本系諸本である。一方、次点本系の類聚古集、広瀬本、紀州本、および寛元本系の神宮文庫本、細井本は本文を「潮」とする。先にあげた訓の異同も考慮すると、次点本から寛元本までは本文

「潮」に対して訓「ウンホ」（寛元本では左に「ミナト」）とあった

ものを、文永本で本文を「湖」、それに対する訓を「ミナト」に変更したことになる。仙覚『万葉集註釈』（以下、「仙覚抄」と記す）⁽¹⁾には、当該歌第三句本文を「湖風」とした上で、次のように言及がある。

湖字、訓ウシホ不審也。ミナトニツカヘルコトハ、阿波国風土記。中湖奥湖ナドニモコレヲモチキタリ。就中今歌ノコ、ロコトバ、勘其作例⁽²⁾、此集第十七卷歌云、美奈刀可世佐牟久布久良之奈吳乃江尔都麻欲比可波之多豆佐波尔奈久イヘリ。

ここでは、本文が「潮」か「湖」かという問題には触れられない。「湖」であること前提とし、それに対して「ウンホ」という訓は不審であり、「ミナトカゼ サムクフクラン」（巻十七・四〇一八）の例もあることから、当該歌の「湖風」も「ミナトカゼ」と訓むべきだと主張する。『仙覚抄』では本文の問題に触れていないが、諸本のありようから見ても、「湖」に対して「ウンホ」、「湖」に対して「ミナト」の対応関係が考えられる。

京大國文研究室本、京大本はともに文永本系の「湖風」を本文とし、「湖」の字をイ本として書き入れている。広瀬本に本文を「潮」とし、それに対する「湖一本」のイ本書人がある他には、当該箇所にイ本書入のある本はない。左訓と同じくこのイ本書入も、他の系

統には存在しない書入を共有している点で、当該本と京大本代緒書入とに共通の左入の系統上の近さが知られる。このような例から、当該本は中院本の系統と同じく禁裏御本に由来する書入を持つ本であると認められる。⁽²⁾ 一方、当該本はこのように、本文、訓とも中院本の一本であるような様相を呈する本なのである。

(例3) 卷三・一(六)

原 本	久 方	天 伝 来 白	雪 仕 物	往 来 乍 益
トコヨナルマテ／朱	ヒサカタノ クマ 万イ本 トコヨナルマテ モノノンネヨナレヤ	ツタヒコシ テツタヘクルシロキ ユキシモ ユキシモ ユキキタルカツマス	自イ本 自イ本／緒 ユキシモ ユキシモ ユキキタル	白 （自イ本／緒） 往來 往來
及 常世	久 方	天 伝 来 白	雪 仕 物	往 来 乍 益
トコヨナルマテ／朱	ヒサカタノ クマ 万イ本 トコヨナルマテ モノノンネヨナレヤ／緒	ツタヘクルシロキ ユキシモ ユキキタル	自イ本 自イ本／緒 ユキシモ ユキシモ ユキキタル	白 （自イ本／緒） 往來 往來
宮 本	久 方	天 伝 来 白	雪 仕 物	往 来 乍 益
トコヨナルマテ／朱	ヒサカタノ クマ 万イ本 トコヨナルマテ モノノンネヨナレヤ／朱	ツタヘクルシロキ ユキシモ ユキキタル	自イ本 自イ本／緒 ユキシモ ユキシモ ユキキタル	白 （自イ本／緒） 往來 往來
及 常世	久 方	天 伝 来 白	雪 仕 物	往 来 乍 益
トコヨナルマテ／朱	ヒサカタノ クマ 万イ本 トコヨナルマテ モノノンネヨナレヤ／朱	ツタヘクルシロキ ユキシモ ユキキタル	自イ本 自イ本／緒 ユキシモ ユキシモ ユキキタル	白 （自イ本／緒） 往來 往來

(例3)には、京大國文研究室本と京大本代緒書入とに共通の左訓があるが、まずは漢字本文についてのイ本書入を取り上げる。漢字本文「方」に対する「万イ本」のイ本書入は「本」一致する。一方、京大國文研究室本で本文「白」に「自イ本」と注記する箇所を、京大本では本文を「自」とし、それを代緒で消した上、右上に「白」、さらに右に「自イ本」と代緒で書き入れている。京大本代緒書入のありようから、この書入の元の本—禁裏御本—は本文を「白」とし、「自イ本」の書入のあるものと推定される。京大國文研究室本の本文、イ本書入は、ちょうど中院本から代緒書入の元の本である禁裏御本のかたちを復元するように書かれていると言うことができる。

ところで、本文を「自」とするか「白」とするかは、その訓にも影響する。当該箇所の二本の主訓は「白」または「自」を「シ」と訓ませる。「白」を「シ」と訓む場合、これは訓仮名という扱いであり、「自」を「シ」と訓む場合、「自」を清音仮名にあたたと理解される。一方、左訓はこの箇所を「シロキ」と訓んでいるため、本文は「白」でなくてはならない。

『校本万葉集』所収諸本の当該箇所の本文、訓は次の通りである
(訓は二句分あげる)。

・白……類、広、紀、宮、細、無
(本文)

・自……西、温、阳、矢、近、京（緒で消し、右緒「白」「自イ本」）、

附、寛

〔訓〕

・アマツタヘクルシラユキノシモ・広

・ソラツタヘクルシラユキノシモ・広
〔「来」の左朱「コシ」〕

・アマツタヘコシユキシモノ……宮（朱）、細（朱）

・アマツタヒコシユキシモノ……西（「アマツタヒコシ」青）、

温、陽（「アマツタヒコシ」青）、矢（「アマツタヒコシ」青）、近（「アマツタヒコシ」青）、京（「アマツタヒコシ」青）、附、寛

京大国文研究室本と京大本代緒書入とが共通して持つ左訓「シロキユキシモノ」は、『校本万葉集』所収諸本には他に存在しない。前の「クマテカツマスモノ」の全体が諸本に存在しないものである。これが禁裏御本の独自訓である可能性もある。しかし、神宮文庫本、細井本には結句に左訓として「ツネノヨナレヤ」がある。現存の寛元本系の本に存在しない「クマテカツマスモノ」は本来、寛元本の訓であったという可能性も残る。寛元本で「白」としていれた本文を文永本で「自」に改めることができたのは、「シロキ」の訓を捨て去ったことも一因にあるのではないか。

以上のことから、当該本が中院本に特有の禁裏御本由來の書入を有しているばかりか、中院本から禁裏御本を復元するような形で書きされたものである可能性が浮上する。題詞が低く歌が高く、一面八行書きであるという本文の形式が中院本の特徴を示すとともに、この可能性を裏打ちしているように思われる。

先に、京大国文研究室本の卷二「吉備津采女挽歌」（二一七歌）に「悔弥可・恋良武」の句が存在しているのは、これが文永三年以前の系統の本を元にしているためであると述べた。しかしこの二句は、京大本には本文としては存在しないものの、代緒で書き入れられている（訓は朱）。すると、京大国文研究室本の当該二句の存在も、文永三年本以前の古い系統の本であることを示すのでは及がない。

なく、中院本系の書入を、元の本にあつたであろうかたちに復元したものではないかと考えられてくる。

三、京大国文研究室本の本文系統

本節では、「京大国文研究室本が中院本系の本によって禁裏御本を復元したものである」という可能性の是非について論じたい。当該本が中院本の一本をもとに代緒書入の元の本—禁裏御本—を復元したものであると仮定すれば、当該本と中院本とに本文異同が認められる箇所の中院本側には必ず代緒書入が存在するはずである。

京大国文研究室本と京大本の歌本文に異同のある箇所は、卷一に五八箇所、卷三に一〇八箇所存在する（異体字や字形の相違と見做しうるものには除いた）。その合計一六六箇所について、以下の手順で諸本の調査を行つた。

- ①京大本以外の主要な中院本五本（伝空性法親王筆本、前田家仙覚本、岩崎文庫一本、多和文庫本、野宮定基筆本^[15]）との異同を確認した（野宮定基筆本は卷三前半部分まで）。
- ②京大本を含む中院本六本のいづれにも異同のない例について、『校本万葉集』によつて諸本の異同を確認した。

この結果、①については、京大国文研究室本の本文が中院本系の

五本のうち少なくとも一本と一致するものが卷二に一五例、卷三に二七例存在した。これらは中院本間に異同のある例ということになる。このような例は、本稿の目的とする京大国文研究室本の本文系統や中院本における禁裏御本由来の書入の有無とは関わりなく、中院本の本文そのものの問題となるため、本稿の考察対象からは除外することとする。

②の考察対象となつた卷一の四三例、卷三の八一例の詳細は以下通りである（表中では京大国文研究室本を「京国本」と記す）。

		卷二	卷三
1、京国本が次点本のみと一致		一〇例	一〇例
2、京国本が次点本および寛元本と一致		一例	五例
3、京国本が次点本および西本願寺本と一致	九例		
4、京国本が次点本および文永本の一部と一致		二例	
5、京国本が寛元本のみと一致	一例	六例	
6、京国本が西本願寺本のみと一致			
7、京国本が寛元本および文永本の一部と一致	二例		
8、京国本が文永本の一部と一致			
9、京国本が寂成俊本を除くほぼすべての写本と一致	一例		
10、京国本と一致する写本が熟語の上下の字で異なるもの	八例		
二例	六例		

11、京国本が中院本系の書入とのみ一致	一例	一例
12、他本に見られない、京国本単独の脱字	六例	八例
13、他本に見られない、京国本単独の誤字	六例	八例
14、他本に見られない、京国本単独の衍字	二九例	五例
15、他本に見られない、京国本単独の上下字の入れ替え	三例	
	一例	

このうち12～15は、京大國文研究室本が、「校本万葉集」所収諸本のいれにも存在せず中院本六本の代緒書入にも認められない本文を持つ例である。この中には単純誤写と認めるものが相当数存在する。当該本の性格を探るための重要な手がかりとなる例も含むが、本文系統を明らかにするという本稿の目的のためには材料が乏しいため、今回の考察対象からは外したい。

1～11の例のうち、中院本の少なくとも一本に書入が存在するものは、卷二に九／三〇例（三〇%）、卷三に一一／四〇例（二八%）である。当該本の単独誤写等を除く中院本の本文との異同のうち、およそ七〇%が代緒書入とは無関係に他本と一致しているという結果である。現存する中院本の代緒書入が不完全なものであったとしても、七〇%が落ちている—逆に言えば、失われてしまった中院本の中に、現存する中院本の三倍以上の書入を持つ本が存在した—というのは考え難い。すると、京大國文研究室本は、必ずしも中院

本の一本をもとに成った本とは言えないことになる。
では、京大國文研究室本の本文系統はどのように位置づけられるのか。

9は、京大國文研究室本が文永十年本のうち寂印成俊本とのみ相違している例である（次点本の一本に誤写等による単独異文のある例を含む）。当該本が中院本系統の属する寂印成俊本とのみ相違する例が卷二に六例、卷三に八例存するということである。ここに一例をあげておく。

（例4）卷三・三九六

京國 陸奥之 真野乃草原 雖遠 面影為而
所見云物乎

日本 陸奥之 真野ノ草原 雖遠 面影為而
所見云物乎

（例4）の第二句は、京大國文研究室本には「真野乃草原」とある一方、京大本には「真野之草原」とある。「校本万葉集」所収諸本の異同は次の通りである。

・乃……類、古、広、紀、宮、細（一）、細（二）、西、温、陽、無

(一)、無(二)、附、寛

・之……矢、近、京

京大本と同じ「真野之草原」の本文を持つのは、大矢本、近衛本のみである。いずれも寂印成俊本である。この例は、京大国文研究室本が中院本の属する寂印成俊本に特有の本文を継承していないことを意味している。このような例が複数存在することは、当該本の親本が寂印成俊本である可能性を打ち消している。当該本は、中院本から代緒書入の元の本を復元したのではなく、寂印成俊本とは別系統の本に、禁裏御本に由来する書入を補入したものである可能性が高いということである。

すると、「吉備津采女挽歌」の「悔弥可・恋良武」の歌句は、当該本の親本が確かに本文としてこの句を有していたと考えるのが自然である。当該本の本文系統は文永十年本系ではなく、文永三年本以前のものであるということになる。

四、京大国文研究室本と仙覚本

前節の考察の結果、京大国文研究室本の本文系統が文永十年本ではなく、文永三年本以前のものであるということがほぼ確実になった。当該本が中院本の一本である可能性や、中院本から禁裏御本の

かたちを復元しようとした本である可能性は極めて低い。

しかし、(例2)(例3)にあげたように、当該本は卷二、三の全體に京大本代緒書入と一致するイ本・イ訓書入を持つ。また、題詞が低く歌が高く一面八行書きという本の形式も中院本の特徴と一致する。この奇妙な一致は何に由来するのであるか。

ここで前節の表に戻り、文永十年本以外の本との一致状況について整理しておきたい。

次点本との一致は、前節の表の1~4に認められる。卷一に二〇例、卷三に一七例である。寛元本との一致は2、5に認められ、卷二に二例、卷三に一例である。西本願寺本(文永三年本)との一致は3、6、7、8に認められ、卷二に九例、卷三に四例である。また10の二例は、二字熟語の上下の文字のいずれかが寛元本と一致し、いずれかが文永本と一致するという複合的な要素を有する例である。

数値からは次点本との一致数が多いように見える。これは、次点本系のうち一本にのみ存在する例を含んでいるためである。寛元本系で異同を確認できる本が神宮文庫本、細井本の二本、文永三年本と、次点本系は平仮名訓本、片仮名訓本それぞれに複数の本との校異を取っているため、量的に多くなるのは当然とも言える。注意し

たいのは、次点本のうち特定の一本と特に近い関係にあるわけではないという点である。京大国文研究室本と次点本との関係については紙幅の都合上稿を改めることとし、本稿では以降、仙覚本との関係に焦点を絞って考察を進める。

まず、当該本が確実に仙覚本の系統であることを示す例から検討したい。

(例5) 卷二・三八五

京国	霰零	吉美我高嶺乎	陰跡	草取可奈和
(アラレフル)	(アラレフル)	(キシミカタケヲ)	(ガ/朱)	(サカシミト)
妹手乎取	妹手乎取	吉志美我高嶺乎	陰跡	草取可奈和
(イモカテ ラトル/朱)	(イモカテ ラトル)	(キシミカタケヲ)	(クサトル)	(クサトル)

(例5) の第二句を、京大国文研究室本は「吉美」とし、京大本は「吉志美」とする。『校本万葉集』所収諸本の異同は次の通りである。

・吉志美・古、紀、広、細(一)、矢、近、京、無(一)、附、寛

・吉美・宮、細(一)、西、温、陽、無(一)

京大国文研究室本と同じ「吉美」とする本は、寛元本系の神宮文

庫本、細井本（本来の巻三部分）、および文永本のうち西本願寺本、温故堂本、陽明本である。「吉志美」とするのは、次点本系諸本、および文永本のうち大矢本、近衛本、京大本である。当該箇所は、次点本の本文に「吉志美」とあったものを仙覚が寛元本において「志」を落とし、それが文永本にまで継承されたと考えられる。^⑯しかし、文永本のうち寂印成俊本系統には次点本と同様「吉志美」とある。当該本の本文は仙覚本特有の特徴を有するということになる。それも、中院本の属する寂印成俊本を除く仙覚本の特徴である。

次に、仙覚本のうち寛元本と文永本との間に本文異同のある例を二例あげる。

(例6) 卷二・一九

京国	芳野河	遊瀬之早見	須臾毛	不通事無
(ヨシノカハ)	(ユクセノハヤミ)	(シハラクモ)	(タユルコトナク)	
有巨勢湧香聞	須臾毛			
(アリコセヌカモ)	(ミハラクモ)			

宮本	芳野河	逝瀬之早見	須臾毛	不通事無
(ヨシノカハ)	(ユクセノハヤミ)	(シハラクモ)	(タユルコトナク)	
逝瀬之早見	須臾毛			
(ユクセノハヤミ)	(ミハラクモ)			

アリコセスカモ
有巨勢濃香毛

(例6) 結句末尾の文字は三本に異同がある。京大国文研究室本は「問」、京大本は「聞」、そして神宮文庫本は「毛」である。『校本万葉集』所収諸本の異同は次の通りである。

・問……元、金、広、西

・聞……類(右朱「問」)、古、紀、温、陽、矢、近、京
・毛……宮、細、無、附、寛

当該箇所を京大国文研究室本と同じ「問」とする本は、次点本系の元暦校本、金沢本、広瀬本、および文永三年本系の西本願寺本、それから類聚古集の朱の書入である。京大本と同じ「聞」とする本は、次点本系の類聚古集、古葉略類聚鈔、紀州本、およびすべての文永十年本系諸本である。京大本を含む中院本六本はこの箇所に代赭書入を持たない。寛元本系の神宮文庫本、細井本は「毛」とする。

当該箇所の本文異同は複雑で、次点本の一部が文永三年本と一致し、別の次点本が文永十年本と一致する。寛元本のみ独自異文である。当該本は、次点本の一部、および文永三年本と同じ本文を有している。当該本が仙覚本であるとすれば、特に文永三年本に近いのではないかと考えられる。

(例7) 卷三・三八二

京国 …… 雪消為 山道尚矣 名積叙吾來前一
原本 …… 雪消為 山道尚矣(ヤマミチスラヲ) ナツミソワカクル(ニ/青)
宮本 …… 雪消為 山道尚矣(ナヲ) ナツミソワカクル(ニ/緑)

名積叙吾來前一
ナツミソワカクル(朱)
名積叙吾來前一
ナツミソワカクル(朱)

(例7) の末尾は、京大国文研究室本では「前一」となっているが、京大本では「前一」となっている。主訓も京大国文研究室本では「サキニ」、京大本では「ニ」となっている。本文と訓の対応からは、京大本の「前一」は「一の前(次)にある数」の意でこれを「ニ」と訓ませていると考えられる。⁽¹⁸⁾一方、京大国文研究室本のように「前一」とあれば、「サキニ」と訓まざるを得ない。しかし、『校本万葉集』所収諸本の異同は次の通りである。

〔本文〕

・前一……類(下に「司考」)、広、細(一)、西、温、陽、矢、近、京、無(二)
・前二……宮、細(一)、無(一)、附、寛
・並……紀(朱にて消し、朱「前一」)
〔訓〕

・ワカコナ……広(左「ワカクルニ」)、細(一)(左「ワカクルニ」)

・ワカクルサキニ…紀（朱／「前」の左朱「ニ」）
・バレクル…宮（朱／左朱「ワカクルサキニ」）、細（ニ）（朱／

左朱「ワカクルサキニイ」）

・ワカクルニ…西（「ニ」青）、温、陽（「ニ」青）、矢（「ニ」青）、

近（「ニ」青）、京（「ニ」青／左緒「ワカクルニ」）

・ワクルニ…附、寛

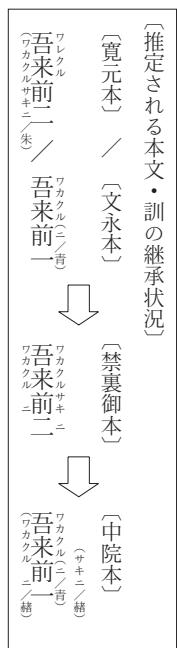
当該箇所の本文を京大国文研究室本と同じく「前」とする写本は神宮文庫本、細井本（本来の巻三部分）のみである。つまり、寛元本系の本に特有の本文である。

訓については、「ワカクルサキニ」を主訓として持つのは紀州本のみである。神宮文庫本、細井本（本来の巻三部分）には左訓としてこれがある。紀州本は次点本ではあるが、当該箇所は右の「ワカクルサキニ」、左の「ニ」とともに朱書きされている。紀州本卷一四に存する朱の訓は、仙覚本による書入と考えられている。紀州本の他に「ワカクルサキニ」を持つ写本が寛元本系の二本のみであることから、この訓もまた寛元本系に特有のものと言つてよいであろう。

ごとき字や朱書きの「前」より、京大国文研究室本の「前」が自然に思われる。

一方、京大本には左右に「ワカクルニ」という同じ訓が付されており不審である。これは、代緒による書入を行った際に、主訓を意識せず校合本の左訓のみを書写したために起つた現象ではないか。つまり、代緒書入の元の本である禁裏御本には主訓として別の訓があり、左に「ワカクルニ」とあつた。しかし京大本は左訓のみを見て書写したために、主訓と左訓が同じであることに意識が向かなかつたのではないか。そして、京大本が意識しなかつたその主訓こそが「ワカクルサキニ」であったのではないか。当該箇所は、京大国文研究室本の左右の訓のかたちこそが、本来の禁裏御本のすがたを留めたものであると考えられる。

〔推定される本文・訓の継承状況〕



京大国文研究室本は寛元本特有の本文「前」を持ち、訓は紀州本にある左右の朱書きの訓「サキニ（右）／ニ（左）」と等しい。そして主訓「サキニ」に対応する本文としては、紀州本の「並」の

ここまで的内容をまとめると、京大国文研究室本は、題詞・歌の高低や一面行数などの形式上は中院本と言うにふさわしいかたちを有している。イ本・イ訓書入も中院本特有の禁裏御本由来の書入と一致する。しかし、本文自体は中院本の属する文永十年本ではなく、

文永三年本、寛元本の両本の本文——さらに複数種類の次点本からの影響も考え得る——を併せ持つ混態本文と推定される。さらに（例3）（例7）など、禁裏御本本来のすがたを留めているかと見える例も存在しているのである。

五、京大国文研究室本と禁裏御本

京大国文研究室本は、本文系統は文永三年本——少なくとも文永十年本ではない文永本——、寛元本の両本の本文を併せ持つ混態本文であり、さらに京大本代緒書入と共に通する禁裏御本由来の書入を持つ本、ということになる。これはまさに、禁裏御本がそのような本であろうと推定されているすがたである。

武田祐吉⁽²⁾は禁裏御本について、「もと／＼禁裏御本は文永本と寛元本との混合したものとせば、禁裏御本のうち他の文永本と一致せるものを除きては、すなはち他の文永本と一致せざる点は仙覚寛元本にその出自を帰しても多く誤らぬであらう。たゞ仙覚の手にどれほどの時間を経過した寛元本であるかはこの種の推測では知ることを得難いのである。」と言う。上田英夫⁽³⁾は「奥書によれば、文永本を書本とし寛元本を校本としたもののやうであるが、それが何處まで厳肅に行はれたかは判らない。寧ろ両者を混合して出来たもので

はないかと思はれる。」と言⁽²⁾う。いずれも京大本所収の奥書から禁裏御本の本文系統を推測したものである。

ここで京大本の奥書を改めて読んでおきたい。京大本には以下の元奥書が存する。

卷一　・文永十（一二七三）年仙覚奥書（代緒ミセケチ）

- ・文永三年仙覚奥書（代緒合点）
- ・仙覚〔生年四十五〕奥書（寛元本奥書）（前行代緒「以下禁御本奥書也」）

卷二　・永和元（一三七五）年由阿奥書（前行代緒「禁御本奥書此奥書十冊共アリ以下略之」）

- ・応永二十三（一四一六）年範政奥書
- ・応永二十三（一四一六）年範政奥書

卷二十　・文永三年仙覚奥書（代緒合点）文永二年奥書に訂正

- ・応長元（一三二一）年寂印奥書（前行代緒「此奥書ヨリ成俊記之至奥書無シ禁御本奥書奥有之」）
- ・文和二（一三五三）年成俊奥書（次行代緒「応長元年ヨリ至此奥書無御本」）

- ・永和元年由阿奥書（前行代緒「此以下禁御本奥書也」）

・応永二十五年範政奥書（次行代緒「以上禁御本奥書也」）

卷二十の範政奥書には、範政がどのような態度で、後に「禁裏御本」と呼ばれることになる本を作成したかが述べられている。ここ

に本文校訂の態度について書かれた部分を掲げる（句読点、返り点は私に付した⁽²³⁾）。

右此本者、以「写校両本」具勘⁽²⁴⁾之。雖然、朱墨紺⁽²⁵⁾之三點、心同事異故、拔⁽²⁶⁾肝撰⁽²⁷⁾要、点⁽²⁸⁾之畢。……依然、漢字相違假名差謬、若干在⁽²⁹⁾之。仍而、開韻書以勘⁽³⁰⁾本字⁽³¹⁾、憑類本以正⁽³²⁾假名⁽³³⁾、於見及分⁽³⁴⁾者、悉直付了。……

応永廿五年⁽³⁵⁾戊卯月上旬

正五位下源朝臣前上総介範政⁽³⁶⁾判

ここには範政が「写校両本」によつて本文校訂を行つたことが述べられている。京大本卷一の奥書が文永本奥書の奥に寛元本奥書を置くかたちになつてゐることから、範政奥書の言う「写校両本」のうち、写本が文永本、校本（類本）が寛元本であろうと推測されてゐる。⁽³⁷⁾また、卷一の文永十年本奥書が代緒で消され、卷二十の寂印成俊奥書に對して代緒でこれが禁裏御本には存在しない旨を記していることから、範政が校訂に用いた文永本は文永十年本ではないと考えられている。これら京大本奥書の情報から、禁裏御本は、寛元本と、文永十年本ではない文永本⁽³⁸⁾という二種の本を用い、校訂した本と考えられてきたのである。

禁裏御本は題詞が高く一面八行書きで、各歌の上に朱の星を持つ本であった。中院本の多くはその形式に従つたが、朱の星についてはそれが完全には繼承されず、また京大本のように題詞の高い文永本に従つた本もあった。中院本と禁裏御本の関係については、今のところそのような物語を想定している。

そして京大國文研究室本は、文永本少なくとも文永十年本ではない——と寛元本をもとに成つた混態本文であるというのみならず、題詞が低く歌が高く一面八行書きで、各歌の上に朱の星を持つとい

「・」が付されている（以下、これを所謂合点や声点と區別するため「（朱の）星」と記す）。

筆者は以前に、陽明文庫所蔵「古活字本万葉集」十冊二十巻が中院本を経由しない禁裏御本書入本である可能性について論じたことがある。⁽³⁹⁾また、この本の全巻に京大國文研究室本と同じような朱の星が書き入れられていることに着目し、これに類似する代緒の星が京大本卷二目録の途中までにも存することなどから、陽明文庫所蔵「古活字本万葉集」の朱の星が禁裏御本由來のものである可能性が高いとも述べた。⁽⁴⁰⁾すると、同様の朱の星を持つ京大國文研究室本の朱の星もやはり、禁裏御本由來のものではないかと考えられる。また、題詞が低く歌が高く、一面八行書きの本が中院本に多いのも、禁裏御本がそのような本であったからではないだろうか。

禁裏御本は題詞が高く一面八行書きで、各歌の上に朱の星を持つ本であった。中院本の多くはその形式に従つたが、朱の星についてはそれが完全には繼承されず、また京大本のように題詞の高い文永本に従つた本もあった。中院本と禁裏御本の関係については、今のところそのような物語を想定している。

萬葉集卷第二

相聞

難波高津宮御守天皇代

磐姬皇后思天皇御作歌四首

或本歌一首

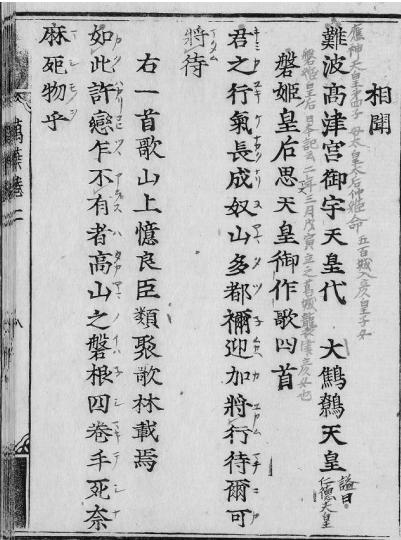
古事記歌一首

近江大津宮御守天皇代

天皇賜鏡王女御歌一首

[図版 4]

陽明文庫所蔵「古活字本万葉集」卷二・八丁表



う本のかたちまで禁裏御本のすがたをそのままに踏襲した写本であると言えそうである。

おわりに

[図版 3]

陽明文庫所蔵「古活字本万葉集」卷二・一丁表

本稿において、京大国文研究室本が禁裏御本のすがたをそのままに留めた写本、つまり禁裏御本の転写本である可能性が見えてきた。当該本の存在は、これまで推定でしかなかった「寛元本と文永本の両方の本文を持つ」禁裏御本が確かに存在したことを意味している。少なくとも当該本は、現存する中院本のどれよりも禁裏御本と呼ぶにふさわしい本であるということができよう。寛元本と文永本との混態本で、かつ京大本代緒書入のごとき禁裏御本由來の書入を有する本が実際に存在していたことが確かめられたのである。

禁裏御本についての研究は、『校本万葉集』首巻、および前節にあげた武田、上田論が京大本の奥書から本文系統を推定して以降、専ら訓点史として行われ、京大本代緒書入の訓から寛元本の訓が知られることに焦点が当てられてきた。⁽³⁾ 禁裏御本の漢字本文自体を扱った研究はこれまで行われてこなかったのである。禁裏御本は原本も忠実な写本も見つかっておらず、中院本系の代緒書入からその面影をうかがうことしかできなかつたため、本文の研究が困難であった

ことが主たる要因である。しかし、『万葉集』の訓点史が本文をどう訓むかという問題を出発点としている以上、本文自体の様相が明らかにされないまま訓点のみを問題とするのは不十分と言わざるを得ない。

本稿において禁裏御本のすがたが写本のかたちで存在しているこ

とが確かめられたことで、今後、禁裏御本そのものを検討することが可能となるであろう。

しかし一方で、当該本を禁裏御本の転写本として扱う場合、禁裏

御本の作成者である今川範政の創見がどの程度禁裏御本に反映されているのか、という点にも注意が必要である。第三節に掲げた表の1に見えるように、当該本の本文が次点本とのみ一致する例が複数存在し、また11～15に見えるように、先行する伝本に存在しない本文を当該本や中院本系の禁裏御本由来の書入のみが持つという例も多く存在する。⁽³⁾ こういった本文のうち、どこまでが範政の見た寛元

本に存在したものなのか、文永本、寛元本とは別に次点本系の本を参照した可能性はあるのか、あるいは範政自身による本文意改が見られるのかどうか、判別するのは容易ではない。しかし今後、次点のみと一致する本文や独自本文の中から、本来寛元本に存在した本文を抽出してゆく作業が必要になるであろう。

注

(1) 惺窓校正本については、拙著『近世初期『万葉集』の研究－北村季吟と藤原惺窓の受容と繼承－』(和泉書院一〇一七年)第一部「藤原惺窓と『万葉集』」に述べた。

(2)『校本万葉集』首巻(岩波書店一九三一年)「万葉集諸本解説」第一部「古写本および古刊本」第一種「訓を漢字の傍に附せる諸本」のうち、第十一類「京都帝国大学国文学研究室本」二十一(一三五頁)。

(3) 本稿は仙覚本の系統について扱うものであるため、以降、京大国文研究室本または当該本という場合、特に指定しない限り、卷一二、三のみを指すものとする。

(4) 諸本の名称、略称は原則として『校本万葉集』に従うが、神田本(神)については現在の研究状況に合わせて紀州本(紀)とする。

(5) 京大本は原本の調査を行ったが、京都大学附属図書館ホームページ貴重資料画像(<http://edb.kulib.kyoto-u.ac.jp/exhibits/index.html>)も併せて利用した。また、国文学研究資料館共同研究(特定研究)研究成果報告書『万葉集伝本の書写形態の総合的研究 資料編』(人間文化研究機構国文学研究資料館共同研究(特定研究)「万葉集伝本の書写形態の総合的研究」

（編　二〇一七年）も参照した。

（6）野呂香『『万葉集』寂印成俊本系統の書式について』（国文学研究資料館共同研究（特定研究）研究成果報告書『万葉集伝本の書写形態の総合的研究　論文編』人間文化研究機構国文学研究資料館　共同研究（特定研究）「万葉集伝本の書写形態の総合的研究」編　二〇一七年）。

（7）京大本の卷二には永和元年由阿奥書、応永二十三年範政奥書の二種の元奥書が存する。一方の京大国文研究室本卷一には奥書が存在しない。野呂香によれば、中院本系の伝本のうち、題詞を低く歌を高く書く谷森本、前田家仙覚本、多和文庫本、野宮定基筆本には卷二末尾に奥書が存しないという（二〇一八年十二月二十六日に行われた「SPS科研費基盤研究（B）『万葉集仙覚校訂本の総合的研究』JPI8H00646」の研究会における資料

（10）神宮文庫本の引用は古典資料類従『神宮文庫本万葉集』（勉誠社　一九七七年）の影印に拠り、『校本万葉集』も併せて参考照した。

（11）引用は京都大学国語国文資料叢書『仁和寺藏万葉集註釈』（『万葉集』は禁裏御本書写本）（京都大学国語学国文学研究室蔵）（臨川書店　一九八一年）に拠り、濁点、句読点は私に付した。かによる）。卷二末尾の奥書の欠如は、必ずしも京大国文研究室本の価値を下げるものではない。

（12）当該箇所に関して言えば、二本の書入は左訓「ウシホ」に対

（13）応する本文として「潮」をイ本注記して残したものと考えられる。

（14）京大本代緒書入の左訓は『校本万葉集』には取られていない異体字や、活字本特有の字体を書き入れたものを含めると数はさらに増える。

（9）活字無訓本との校合が認められるということは、当該本の成立年代がある程度特定できるということでもある。当該本が現在の形に成ったのが活字無訓本刊行以前であることは確実である。また、江戸期における寛永版本の普及を考えるならば、校合対象が活字無訓本であるということは、その成立は寛永版本が刊行される寛永二十年以前であると考えるのが自然であろう。

本文の書写と活字無訓本校合との間にある程度の時期の隔たりがあつたとしても、おおよその成立年代は慶長年間以降寛永年間までの間であると推定される。

(14) 田中大士「万葉集京大本代緒書き入れの性格——仙覚寛元本の原形態——」(『国語国文』八一巻八号 二〇二一年八月)に、

「京大本代緒書き入れの訓が、一見仙覚寛元本と合致しない訓が多いように見られるのは、現存する寛元本系^(マ)等の神宮文庫本(及び細井本)が寛元本として純粹でないことに起因しており、

むしろ、京大本代緒書き入れの訓にこそ寛元本の訓が一貫して残っていると考えられることになる。」との言及がある。なお、

この部分の左訓は、直前の本文「大殿於」を含めて「オホトノ、オクマテ ツタヘクル シロキユキシモ ユキキタル カツ

マスモノ ツネノヨナレヤ」となる。「オクマテ」の「マ」は

本文「方」に対するイ本「万」を訓んだものである。この文字

を「万」とするのは『校本万葉集』所収諸本のうち類聚古集のみである。

(15) 伝空性法親王筆本(公益財団法人前田育徳会(尊経閣文庫)所蔵／国文学研究資料館マイクロフィルム紙焼請求番号：C12474)、前田家仙覚本(公益財団法人前田育徳会(尊経閣

文庫)所蔵／国文学研究資料館マイクロフィルム紙焼請求番号：C12475)、岩崎文庫一本(公益財団法人東洋文庫所蔵／

国文学研究資料館マイクロフィルム紙焼請求番号：C1131

⑦は、国文学研究資料館マイクロフィルムの紙焼写真で確認

した。多和文庫本(多和文庫所蔵／国文学研究資料館マイクロフィルム請求番号：271-363-2)は、国文学研究資料館のマイクロフィルムで確認した。野宮定基筆本(財団法人石川武美記念図書館所蔵)は、原本調査によって確認した。

(16) 抽稿「禁裏御本『万葉集』における今川範政—中世から近世への万葉集受容—」(『万葉古代学研究年報』一七号 奈良県立万葉文化館 二〇一九年三月予定)の中で触れる予定である。

(17) ただし、「仙覺抄」には当該歌第二句本文を「吉志美我高額乎」としており、「吉美」の本文は仙覺の意図的な削除ではなく、写本の脱字であると思われる。

(18) 「仙覺抄」には特に言及がない。

(19) 当該箇所について、伝空性法親王筆本、前田家仙覚本の原本調査を行った。ともに、本文「前二」の主訓「ニ」(青)の右に「サキニ」(伝空性法親王筆本は紫、前田家仙覚本は代緒)がある。本来の中院本には禁裏御本訓「サキニ」が存在しております、京大本が書き落としたと考えられる。

(20) 武田祐吉『万葉集書志』(古今書院 一九二八年)「万葉集仙覚本の研究」前編「万葉集仙覚本の成立およびその伝来」第四章「万葉集仙覚本の伝来」(二四五頁)。

(21) 上田英夫『万葉集訓点の史的研究』(塙書房 一九五六六年)

第一篇第一章「仙覚寛元本」(三二頁)。

(22) 『校本万葉集』首巻(2)「万葉集諸本系統の研究」第三章「万葉集諸本各説」第二節「訓を漢字の傍に附せる諸本」第三項「仙覚文永本」第十三「京都帝国大学本およびその類本(寂印成俊本の二、中院本)」は、「巻第二十に於ける今川範政の奥

書によるに写校両本を以つて取捨して定本を作ったのであつて、詮するところは不純なる一の仙覚本といふ外はないやうである。」と評価する(三四二頁)。

(23) 卷二末尾の範政奥書には、「以写類両本具令一校畢」とある。卷二十の範政奥書で「校本」とするものを、ここでは「類本」と表現している。卷二十奥書で假名を正すのに用いた「類本」とは、「校本」のことであると考えられる。

(24) 上田(21)および小川靖彦『萬葉学史の研究』(おうふう二〇〇七年)第四部「仙覚の萬葉学の行方」第一章「筑後入道寂意(源孝行)」八「仙覚の「後継者」—由阿による相伝系図の創出」(五〇〇頁)。

(25) 京大本巻一には文永三年奥書があり、これが禁裏御本にも存したことを示す代緒の合点が付されている。一方、巻二十は文永三年奥書を代緒で文永二年奥書に訂正している。このことから武田(20)は「今川範政がその自家の本を作るに際して文永二

年の一本を有してゐたものであらう。……範政の使用した本は巻第一に文永三年の奥書、巻第二十に文永二年の奥書のあつた本と解すべく、殊に禁裏御本も存してゐない今日、これによつて文永二年本を語ることは出来ないのである。」と言ふ(二四九頁)。(二五〇頁)。

(26) 抜稿「陽明文庫所蔵「古活字本万葉集」について—校合関係に関する調査を基に—」(『萬葉』二〇〇八号二〇一一年三月)、拙稿「陽明文庫所蔵「古活字本万葉集」の紫による書入訓について—京大本代緒書人との比較から—」(国文学研究資料館共同研究(特定研究)研究成果報告書「万葉集伝本の書写形態の総合的研究 論文編」人間文化研究機構国文学研究資料館共同研究(特定研究)「万葉集伝本の書写形態の総合的研究」編二〇一七年)。

(27) 口頭発表「万葉集」禁裏御本のすがた—陽明文庫所蔵「古活字本万葉集」書入による復元の試み—(和歌文学会第一二四回関西例会二〇一七年七月一日 於奈良女子大学)。京大本目録部分においては、巻一、二の内題、巻二の部立「相聞」に「：」、巻一の部立「雜歌」、巻一、二の天皇代、および各歌項目に「・」がある(巻二の部立「挽歌」に至る前に星は付されなくなっている)。陽明文庫所蔵「古活字本万葉集」の朱の

星も同様に、各巻内題、巻二の部立「相聞」「挽歌」、巻三の部立「譬喩歌」「挽歌」に「・」とある一方、巻一、三の部立「雑歌」、各巻天皇代、各歌項目には「・」とある。つまり目録部分は、原則として内題、部立に「・」、天皇代、各歌項目に

「・」と付すが、部立のうち「雑歌」のみ「・」となっているのである。京大国文研究室本の目録部分は、巻一、三の内題、および巻一の部立「相聞」「挽歌」に「・」、天皇代、各歌項目、および巻三の部立「雑歌」の他、「譬喩歌」「挽歌」にも「・」とある。部立の「・」と「・」の使い分けは統一的には決められていなかった可能性がある。全巻に亘って朱の星のある本は現在、陽明文庫所蔵「古活字本万葉集」しか見つかっておらず、星の付された当初の状態を知るのは困難である。

(28) 禁裏御本の訓については、上田(21)、田中(14)の他、山崎福之「類聚古集の片仮名訓書入」(『萬葉』一一三号 一九八三年三月)、小川(24)第四部「仙覚の萬葉学の行方」、終章「萬葉学史の研究の課題」などに言及がある。

(29) 次点本のみが有する本文を持つ例が多く存在することについては、ひとつの可能性として寛元本の「校本」的性格があげられると思う。本文を一つに定め、それにふさわしい訓を「一筋に」記すことを目指した文永本とは異なり、寛元本は本来、複

数の本文、訓が併記されたかたちであった。範政の用いた寛元本が、現存の寛元本より多くの次点本の本文（および訓）を有していた可能性は大きいにあるであろう。

【附記】本稿は、平成三十年度上代文学会会大会（二〇一八年五月一十七日 於皇學館大学）における口頭発表をもとに再構成したものです。席上、御教示賜りました先生方に深く御礼申し上げます。

また本稿は、JSPS科研費（若手研究（B）「近世初期『万葉集』写本の系統的研究」JP17K13401、基盤研究（B）「万葉集仙覚校訂本の総合的研究」JP18H00646）の助成に基づく成果の一部です。